

水道用ポリ塩化アルミニウム（PAC）購入仕様書

（一般）

第1条 本仕様書にて購入する水道用ポリ塩化アルミニウム（以下「PAC」）は、枚方市上下水道局（以下、「局」）において水処理用として使用するものです。

（関係法令等の遵守）

第2条 PAC納入受注者（以下「受注者」）は、納入にあたり道路交通法・労働基準法・その他の関係法令等を遵守しなければならない。

（納入規格）

第3条 本仕様書に基づき納入するPACは、下記の品質規格に適合すること。

- 1 製品の品質がJWWA K154:2005-2にもとづく試験方法（改正された場合、最新の試験方法によるものとする）により試験した結果、下表に定める規格に適合すること。

納入時には適合することを証明する分析試験結果書を局に提出すること。

項目	単位	規格
外観	—	無色～黄味がかった薄い褐色の透明な液体
比重（20℃）	—	1.19以上
酸化アルミニウム（ Al_2O_3 ）	%	10.0～11.0%
塩基度	%	45～65%
pH値（10g/L溶液）	—	3.5～5.0
硫酸イオン（ SO_4^{2-} ）	%	3.5%以下

※通常は塩基度60%の納入規格であるが、50%を指定する場合もある。

- 2 「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成16年1月26日付け平成16年厚生労働省令第5号により一部改正）第1条第16号に規定する、水道用薬品により水に付加される物質について、同省令別表第1を満たすこと。また設定最大注入率は300mg/Lとし、試験方法は「水道薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（厚生労働省）の最新版に基づくものとする。
- 3 1項の分析試験結果書は、公的な試験機関またはそれに準じる機関において提出日より6ヶ月以内に発行されたものに限る。ただし、（社）日本水道協会の水道用薬品等の認証登録を受けている場合については、その証明書の写しの提出をもって変えることができる。
- 4 4月及び10月の月初めとその他局が求める時に、受注者は納入時に局職員立会いの上、試料の採取（500ml）を行い、これを局に提出しなければならない。
- 5 納入したPACが、局の試験により前条の規格等に適合しない場合は、受注者の責任により取り替えるものとする。また、貯蔵槽内に残存しているPACと前条の規格に適合しないPACが混合した場合は、槽内全量を速やかにかつ水処理上支障のないように受注者の責任により取り替えるものとする。

(納 入)

第4条 納入場所等については下記のとおりです。

- 1 納入場所は、枚方市上下水道局中宮浄水場第1浄水場、第2浄水場、(枚方市中宮北町20番3号)とし、局の指示する貯蔵槽に納入すること。
- 2 納入にあたってはタンクローリー車1回につき、液重量10t程度とする。また環境に配慮した車両で乗り入れ作業を行うこと。
- 3 発注については、1ヶ月単位で納入希望日を伝達する。ただし発注後に追加・キャンセル及び変更等がある場合は、その都度連絡する。
- 4 納入時は、納品書、計量証明書、分析試験結果書を提出すること。
- 5 納入日及び時間は、緊急時など局から特別な指定がある場合を除き、原則として閉庁日を除く午前9時30分から16時00分までとし、納入期日を厳守すること。
- 6 受注者は契約締結後、納入に先立って以下の書類を提出し、局の承認を得なければならない。
 - (1) 製品安全データシート (MSDS)
 - (2) 製造業社及び輸送業者名を明記した文書
 - (3) 緊急時の連絡体制表
- 7 基本的に、貯蔵槽薬品受入口付近にタンクローリーを停車させられるが、貯蔵槽付近での工事等、タンクローリーを寄せられない状況が生じた場合は、局からの要請に応じ延長ホースを用意したり、近接できる車両を手配したりするなど適切に対応すること。

(購入予定数量)

第5条 購入予定数量は下記のとおりです。

- 1 PAC 1,400,000 kg

※当初購入予定数量は原水水質、処理水量等の変化により変動するため、発注量が変わることがあります。

(契約期間)

第6条 契約期間は、令和5年4月1日～令和6年3月31日とする。

(支払条件)

第7条 毎月末日締めとする。

※請求については、1円未満(小数点)は切り捨てとします。

(疑義等の決定)

第8条 契約書及びこの仕様書に定めのない事項、又は、契約書及び仕様書に関して疑義が生じた時は、局及び受注者協議の上これを定める。

水道用液体苛性ソーダ（48％）購入仕様書

（一般）

第1条 本仕様書にて購入する水道用液体苛性ソーダ（以下「苛性ソーダ」）は、枚方市上下水道局（以下、「局」）において水処理用として使用するものです。

（関係法令等の遵守）

第2条 苛性ソーダ納入受注者（以下「受注者」）は、納入にあたり道路交通法・労働基準法・その他の関係法令等を遵守しなければならない。

（納入規格）

第3条 本仕様書に基づき納入する苛性ソーダは、下記の品質規格に適合すること。

- 1 製品の品質が JWWA K122 : 2005 にもとづく試験方法（改正された場合、最新の試験方法によるものとする）により試験した結果、下表に定める規格に適合すること。

納入時には適合することを証明する分析試験結果書を局に提出すること。

項目	単位	規格
外観	—	無色又はわずかに着色した透明な液体
水酸化ナトリウム (NaOH)	%	45%以上
塩化ナトリウム (NaCl)	%	1.5%以下

- 2 「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成16年1月26日付け平成16年厚生労働省令第5号により一部改正）第1条第16号に規定する、水道用薬品により水に付加される物質について、同省令別表第1を満たすこと。また設定最大注入率は100mg/Lとし、試験方法は「水道薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（厚生労働省）の最新版に基づくものとする。
- 3 1項の分析試験結果書は、公的な試験機関またはそれに準じる機関において提出日より6ヶ月以内に発行されたものに限る。ただし、(社)日本水道協会の水道用薬品等の認証登録を受けている場合については、その証明書の写しの提出をもって変えることができる。
- 4 4月及び10月の月初めとその他局が求める時に、受注者は納入時に局職員立会いの上、試料の採取（500ml）を行い、これを局に提出しなければならない。
- 5 納入した苛性ソーダが、局の試験により前条の規格等に適合しない場合は、受注者の責任により取り替えるものとする。また、貯蔵槽内に残存している苛性ソーダと前条の規格に適合しない苛性ソーダが混合した場合は、槽内全量を速やかにかつ水処理上支障のないように受注者の責任により取り替えるものとする。

(受入時に注水し、濃度 20%に希釈をしている。)

(納 入)

第4条 納入場所等については下記のとおりです。

- 1 納入場所は、枚方市上下水道局中宮浄水場高度浄水施設（枚方市上野2丁目3番1号）とし、局の指示する苛性希釈槽に納入すること。
- 2 納入にあたってはタンクローリー車1回につき、固形換算 3,800kg 程度とする。また環境に配慮した車両で乗り入れ作業を行うこと。
- 3 発注については、1ヶ月単位で納入希望日を伝達する。ただし発注後に追加・キャンセル及び変更等がある場合は、その都度連絡する。
- 4 納入時は、納品書、計量証明書、分析試験結果書を提出すること。
- 5 納入日及び時間は、緊急時など局から特別な指定がある場合を除き、原則として閉庁日を除く 13時から 15時までとし、納入期日を厳守すること。
- 6 受注者は契約締結後、納入に先立って以下の書類を提出し局の承認を得なければならない。
 - (1) 製品安全データシート (MSDS)
 - (2) 製造業社及び輸送業者名を明記した文書
 - (3) 緊急時の連絡体制表
- 7 基本的に、苛性希釈槽薬品受入口付近にタンクローリーを停車させられるが、希釈槽付近での工事等、タンクローリーを寄せられない状況が生じた場合は、局からの要請に応じ、延長ホース等を用意し適切に納入すること。

(購入予定数量)

第5条 購入予定数量は下記のとおりです。

- 1 苛性ソーダ 200,000kg (固形換算)

※当初購入予定数量は原水水質、処理水量等の変化により変動するため、発注量が変わることがあります。

(契約期間)

第6条 契約期間は、令和5年4月1日～令和6年3月31日とする。

(支払条件)

第7条 毎月末日締めとする。

※請求については、1円未満(小数点)は切り捨てとします。

(疑義等の決定)

第8条 契約書及びこの仕様書に定めのない事項、又は、契約書及び仕様書に関して疑義が生じた時は、局及び受注者協議の上これを定める。

水道用次亜塩素酸ナトリウム（12%）購入仕様書

（一 般）

第1条 本仕様書にて購入する水道用次亜塩素酸ナトリウム（以下「次亜塩素酸」）は、枚方市上下水道局（以下、「局」）において水処理用として使用するものです。

（関係法令等の遵守）

第2条 次亜塩素酸納入受注者（以下「受注者」）は、納入にあたり道路交通法・労働基準法・その他の関係法令等を遵守しなければならない。

（納入規格）

第3条 本仕様書に基づき納入する次亜塩素酸は、下記の品質規格に適合すること。

- 1 製品の品質が JWWA K120 : 2008-2 及び JWWA Z109 にもとづく試験方法（改正された場合、最新の試験方法によるものとする）により試験した結果、下表に定める規格に適合すること。納入時には適合することを証明する分析試験結果書を局に提出すること。

項目	単位	規格
外観	—	淡黄色の透明な液体
有効塩素	%	12.0 以上
遊離アルカリ	%	2 以下
塩化ナトリウム	%	4.0 以下
原液中の臭素酸濃度（納入時）	mg/kg	50 以下
原液中の塩素酸濃度（納入時）	mg/kg	4000 以下
密度（比重）（20℃）		1.16 以下

- 2 「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成16年1月26日付け平成16年厚生労働省令第5号により一部改正）第1条第16号に規定する、水道用薬品により水に付加される物質について、同省令別表第1を満たすこと。また設定最大注入率は100mg/Lとし、試験方法は「水道薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（厚生労働省）の最新版に基づくものとする。
- 3 1項の分析試験結果書は、公的な試験機関またはそれに準じる機関において提出日より6ヶ月以内に発行されたものに限る。ただし、（社）日本水道協会の水道用薬品等の認証登録を受けている場合については、その証明書の写しの提出をもって変えることができる。
- 4 4月及び10月の月初めとその他局が求める時に、受注者は納入時に局職員立会いの上、試料の採取（500ml）を行い、これを局に提出しなければならない。
- 5 納入した次亜塩素酸が、局の試験により前条の規格等に適合しない場合は、受注者の責任により取り替えるものとする。また、貯蔵槽内に残存している次亜塩素酸と前条の規格に適合しない次亜塩素酸が混合した場合は、槽内全量を速やかにかつ水処理上支障のないように受注者の責任により取り替えるものとする。

(納 入)

第4条 納入場所等については下記のとおりです。

- 1 納入場所は、枚方市上下水道局中宮浄水場高度浄水施設（枚方市上野2丁目3番1号）枚方市上下水道局中宮浄水場（枚方市中宮北町20番3号）とし、局の指示する貯蔵槽に納入すること。
- 2 納入にあたってはタンクローリー車1回につき、液重量10t程度とする。また環境に配慮した車両で乗り入れ作業を行うこと。
- 3 発注については、1ヶ月単位で納入希望日を伝達する。ただし発注後に追加・キャンセル及び変更等がある場合は、その都度連絡する。
- 4 納入時は、納品書、計量証明書、分析試験結果書を提出すること。
- 5 納入日及び時間は、緊急時など局から特別な指定がある場合を除き、原則として閉庁日を除く9:30から15:00（高度浄水施設にあつては13:00から15:00）までとし、納入期日を厳守すること。
- 6 受注者は契約締結後、納入に先立って以下の書類を提出し局の承認を得なければならない。
 - (1) 製品安全データシート（MSDS）
 - (2) 製造業社及び輸送業者名を明記した文書
 - (3) 緊急時の連絡体制表
- 7 基本的に、貯蔵槽薬品受入口付近にタンクローリーを停車させられるが、貯蔵槽付近での工事等、タンクローリーを寄せられない状況が生じた場合は、局からの要請に応じ、延長ホース等を用意し適切に納入すること。

(購入予定数量)

第5条 購入予定数量は下記のとおりです。

- 1 次亜塩素酸ソーダ 700,000kg

※当初購入予定数量は原水水質、処理水量等の変化により変動するため、発注量が変わることがあります。

(契約期間)

第6条 契約期間は、令和5年4月1日～令和6年3月31日とする。

(支払条件)

第7条 毎月末日締めとする。

※請求については、1円未満（小数点）は切り捨てとします。

(疑義等の決定)

第8条 契約書及びこの仕様書に定めのない事項、又は、契約書及び仕様書に関して疑義が生じた時は、局及び受注者協議の上これを定める。

水道用次亜塩素酸ナトリウム（6%）購入仕様書

（一般）

第1条 本仕様書にて購入する水道用次亜塩素酸ナトリウム（以下「次亜塩素酸」）は、枚方市上下水道局（以下、「局」）において水処理用として使用するものです。

（関係法令等の遵守）

第2条 次亜塩素酸納入受注者（以下「受注者」）は、納入にあたり道路交通法・労働基準法・その他の関係法令等を遵守しなければならない。

（納入規格）

第3条 本仕様書に基づき納入する次亜塩素酸は、下記の品質規格に適合すること。

- 1 製品の品質が JWWA K120:2008-2 及び JWWA Z109 にもとづく試験方法（改正された場合、最新の試験方法によるものとする）により試験した結果、下表に定める規格に適合すること。

納入時には適合することを証明する分析試験結果書を局に提出すること。

項目	単位	規格
外観	—	淡黄色の透明な液体
有効塩素	%	6.0 以上
遊離アルカリ	%	2 以下
塩化ナトリウム	%	1.0 以下
原液中の臭素酸濃度（納入時）	mg/kg	5 以下
原液中の塩素酸濃度（納入時）	mg/kg	1000 以下
密度（比重）（20℃）		1.08 以下

- 2 「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成16年1月26日付け平成16年厚生労働省令第5号により一部改正）第1条第16号に規定する、水道用薬品により水に付加される物質について、同省令別表第1を満たすこと。また設定最大注入率は100mg/Lとし、試験方法は「水道薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（厚生労働省）の最新版に基づくものとする。
- 3 1項の分析試験結果書は、公的な試験機関またはそれに準じる機関において提出日より6ヶ月以内に発行されたものに限る。ただし、（社）日本水道協会の水道用薬品等の認証登録を受けている場合については、その証明書の写しの提出をもって変えることができる。

- 4 納入した次亜塩素酸が、局の試験により前条の規格等に適合しない場合は、受注者の責任により取り替えるものとする。また、貯蔵槽内に残存している次亜塩素酸と前条の規格に適合しない次亜塩素酸が混合した場合は、槽内全量を速やかにかつ水処理上支障のないように受注者の責任により取り替えるものとする。

(納入)

第4条 納入場所等については下記のとおりです。

- 1 納入場所は、枚方市上下水道局中宮浄水場(枚方市中宮北町20番3号)とし、局の指示する場所に納入すること。(枚方市内の施設への納入を指定する場合もある)
- 2 納入にあたっては次亜塩素酸専用容器(20kg/缶)とし、空容器の引き取りも含むものとする。また、年度が次年度以降になる時も同様に引き取ること。
- 3 納品(発注)については、約30缶単位とし、速やかに納品すること。
- 4 納入日及び時間は、緊急時など局から特別な指定がある場合を除き、原則として閉庁日を除く9:30から16:00まで(12:00~13:30は除く)とする。
- 5 受注者は契約締結後、すみやかに下記の(1)と(2)の書類を提出し局の承認を得なければならない。また、納入時には(3)の書類を提出しなければならない。
 - (1) 製品安全データシート(MSDS)
 - (2) 緊急時の連絡体制表
 - (3) 分析試験結果報告書・計量証明書・納品書

(購入予定数量)

第5条 購入予定数量は下記のとおりです。

- 1 次亜塩素酸ソーダ(6%) 240缶(箱)

※当初購入予定数量は原水水質、水質等の変化により変動するため、発注量が変わることがあります。

(契約期間)

第6条 契約期間は、令和5年4月1日~令和6年3月31日とする。

(疑義等の決定)

第7条 契約書及びこの仕様書に定めのない事項、又は、契約書及び仕様書に関して疑義が生じた時は、局及び受注者協議の上これを定める。